

適用拡大登録

区 分	殺菌剤
農 薬 名	フセキフロアブル
種 類 名	ピリダクロメチル水和剤
登 録 番 号	第 24777 号
登 録 会 社	住友化学株式会社
登 録 日	令和 6 年 6 月 26 日

登録内容

農薬登録申請書第 6 項「農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」を以下のとおり変更する。
 ・作物名「だいず」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリダクロメチルを含む農薬の総使用回数
だいず	紫斑病	3000～4000 倍	100～300 L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
		24～32 倍	0.8L/10a			無人航空機による散布	

使用上の注意事項

農薬登録申請書第 7 項「農薬の使用上の注意事項（8 に掲げる事項を除く。）」に(2)として以下を追加し、現行(2)以降を順次繰り下げ別紙のとおりとする。

(2)本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。

- ①散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
- ②散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1)使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2)機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

別紙

【変更後】

7. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

- (1) 使用前によく振ってから使用すること。
- (2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカートを塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (3) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法にあわせ調節すること。
- (4) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけ速やかに散布すること。
- (5) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。かかった場合 14 日間は給桑しないこと。
- (6) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。